

連結会計財務書類における注記

I. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得価額（又は償却原価法）

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、①～③すべて、実質価額の低下割合が 30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（※）……………定額法

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	7年～65
年	
船舶	5
年	
工作物	5年～60
年	
物品	2年～17
年	

② 無形固定資産（※）……………定額法

※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体については、実績率により回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体（水道事業会計）については、一般会計等との協議に基づき、それぞれの会計での勤続年数により退職金を負担することとしており、当年度末における水道事業会計在籍職員にかかる退職手当の要支給額のうち、他会計が負担すると見込まれる金額を除き、他会計在職職員にかかる退職手当の要支給額のうち、水道事業会計が負担すると見込まれる金額を加えて計上しております。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体(会計)については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 偶発債務

該当なし

V. 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

	団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
1	土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
2	小松島市外三町村衛生組合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	82.950%
3	小松島市産業振興協会	第三セクター等	比例連結	90.909%
4	那賀川北岸地域湛水防除施設組合 (那賀川北岸地域湛水防除施設組合会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.900%
5	徳島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.064%
6	徳島県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.122%
7	徳島県市町村総合事務組合 (滞納整理機構事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.026%

※連結財務書類の連結対象団体(会計)に追加して上記の団体が含まれます。

連結方法は次の通りです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としております。
- ② 第三セクター等については市の出資(出えんを含む。)比率が50%超の団体及び役員の派遣、財政支援等の実態から、団体の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる団体について全部連結の対象としています。またいずれの地方公共団体にとって全部連結とならない第三セクター等で市の出資比率が25%以上50%未満の団体について比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整していません。